8-19-1-2

婦人行政について

昭和59年7月

労働省婦人局

(1)

（賃金福祉部主管業務）

10. 勤労青少年対策の推進

(1) 勤労青少年室設置の経緯

従来、勤労青少年の福祉に関する事務は婦人少年局年少労働課で行っていたところであるが、今後は当該事務を労働者全般の福祉行政の一環として位置づけ、総合的に推進することが効果的であるという観点から、労働者の福祉の増進に関する施策の樹立に関する事務を所掌する労働基準局賃金福祉部において行うこととし、昭和５９年７月１日から同部企画課に勤労青少年室が設置されたものである。

(2) 勤労青少年の現状

１５歳以上２５歳未満の青少年人口及び青少年労働人口は、昭和５８年には、それぞれ1,６４９万人、７２９万人（昭和５８年総理府「労働力調査」）となっている。そのうち、就業者数は６９６万人で同年齢総人口の４２％に当たり、その1.９％は第１次産業に、３1.３％は第２次産業に、６6.８％は第３次産業に従事している。これらの青少年就業者のうち雇用労働者の占める割合は年々上昇し、昭和５８年では、９3.１％（６４８万人）となっている。

また、労働基準法適用事業場において、年少者として特に保護を受ける18歳未満の者は、昭和５８年で約２４万人である。

このような現状を踏まえ以下のような勤労青少年対策を推進している。

(3) 勤労青少年の健全育成

今日、急速な高齢化社会への移行が進む中で、勤労青少年が活力ある社会の担い手として、また、国際化時代にふさわしい青少年として成育するようその健全育成を図る必要がある。

また、１９８５年国連が定め[redacted]た国際青年年であることにかんがみ、国際

青年年について広報啓発活動を行うとともに、諸事業の実施に当たってもその趣旨を生かして実施する等、国際青年年に向けて勤労青少年の健全育成に関する以下のような諸施策を展開している。

イ　勤労青少年ホームの運営

勤労青少年ホームは、勤労青少年に対する各種の相談・指導、レクリエーション、クラブ活動その他余暇活動のための便宜の提供等総合的な福祉事業を行う施設として、国の補助を受けて地方公共団体が設置するものであり、昭和５８年度末現在で５０４所が設置されている。

勤労青少年ホームの運営については、従来から「勤労青少年ホームの設置及び運営についての望ましい基準」（昭和４８年労働省告示第３６号）等に基づき、適切かつ効果的な運営がなされるよう地方公共団体を通じ積極的に指導しているところであるが、勤労青少年のニーズの多様化に十分対応し得るよう、また、勤労青少年ホームが本来の目的に沿って設置運営され、一層の利用の促進が図られるよう指導を強化しているところである。

ロ　「勤労青少年の日」を中心とした諸事業の展開

勤労青少年の福祉について、国民の関心と理解を深め、勤労青少年の意欲を高めるため、毎年７月第３土曜日を「勤労青少年の日」と定め、この日を中心として国及び地方公共団体において、記念式典、スポーツ大会等この日の趣旨にふさわしい諸事業を展開し関係者、社会一般に対する啓発を強化している。

ハ　勤労青少年の健全な余暇活動の促進

(イ)　スポーツ活動の振興

勤労青少年の心身のバランスある成育と健全な余暇活動の展開を促進する上で、自由時間におけるスポーツ活動の振興を図ることが極めて重要である。

このため、「勤労青少年スポーツ教室」を勤労青少年ホームにおいて

開催し、スポーツ活動の日常化を促進していほか、昭和４９年度から毎年勤労青少年の１０マイルロードレース大会を長野県富士見高原において開催している。

また、勤労青少年の健康増進と相互の交流を促進し、その健全な育成を図るため、５４年度から勤労青少年ホーム利用者等による「勤労青少年スポーツ交流会」をブロック別に開催している。

(ロ) 文化・教養活動等の振興

勤労青少年の職業生活の充実及び社会人としての資質を向上させるため委託事業として「勤労青少年教養講座」を勤労青少年ホームにおいて実施するとともに、「勤労青少年ジャンボリー大会（キャンプファイヤ等野外交流）」をブロック別に開催している。特に、勤労青少年教講座の実施に当たっては、ボランティア活動等の社会参加活動を促進するよう指導しているところである。

(ハ) クラブ活動の振興

勤労青少年が協調性を身につけ、交友関係を広げる上で、クラブ活動の振興を図ることは極めて有意義なことである。

このため、勤労青少年クラブ・レクリエーション交流会及び勤労青少年クラブ体験等発表会を開催している。

ニ アセアン青年招へい計画の実施等の国際交流の促進

国際化が進展しつつある中で、次代を担う勤労青少年を国際感覚豊かな職業人として育成することが極めて重要であることにかんがみ、勤労青少年の国際交流の促進に努めている。

その一環として、アセアン諸国との今後の相互理解と友好関係を深めることを目的として実施される「アセアン青年招へい計画」（労働省ほか５省庁、５カ年計画）に基づき５９年度よりアセアン５カ国の都市勤労青年等の受入れを行っている。具体的には労働省の指導を受けて、勤労青少年

育成団体が労働関係セミナー、企業体験、ジャンボリー大会への参加、勤労青少年ホーム訪問交流等のプログラムを実施している。

また、国、地方公共団体等が実施する国際交流事業に広く勤労青少年が参加できるよう勤労青少年福祉員（昭和５２年３月１５日付け婦発第５２号に基づき中小企業団体において、余暇の有効活用、職場適応等の業務を担当する者）、勤労青少年福祉推進者（勤労青少年福祉法第１３条に基づき事業場において勤労青少年の指導、相談、レクリエーション等を担当する者）及び関係機関を通じて事業主及び勤労青少年に周知を図る等、勤労青少年の国際交流の気運の醸成に努めている。

ホ　国際青年年に向けての広報啓発活動

国連においては、１９８５年「参加・開発・平和」をテーマとする国際青年年とすることを決定し、１９８２～８５年を行動期間と定めて、各国に対し、国際青年年に向けての諸事業を実施することを要請している。

このため、国際青年年を意義あるものとし、国際青年年を契機として勤労青少年の福祉の一層の向上を図るため、国際青年年にちなんだ事業（特別記念講演等）実施の準備について検討を行うとともに、勤労青少年福祉員、勤労青少年福祉推進者等の活用により、関係機関、事業主、勤労青少年に対し趣旨の周知、情報提供及び啓発活動を積極的に行っている。

ヘ　魅力ある職場づくりの促進

勤労青少年の安易な離転職の多くは、その職場が勤労青少年にとって魅力ある職場か否かにかかっていることにかんがみ、職場参加制度、職業能力開発機会の確保等の諸制度について、勤労青少年福祉員、勤労青少年福祉推進者の活用により事業主団体、事業主、勤労青少年等に対し普及を図る等、魅力ある職場づくりを積極的に推進している。

ト　職業訓練又は教育を受ける勤労青少年に対する配慮

職業訓練又は教育を受ける勤労青少年に対し、時間等の確保について十

分な配慮がなされなければならないので、婦人少年室協助員、勤労青少年福祉員、勤労青少福祉推進者等の活用により、事業主等に対する指導を積極的に行っている。

チ　勤労青少年実態調査

勤労青少年の労働条件、職場環境、福利厚生等の基本的事項及び最低年齢未満の就労児童の実態等、各般の青少年問題について実態を把握するため調査を実施し、今後の勤労青少年の福祉対策の資料としている。

(4)　勤労青少年指導者の養成及び活動の促進

勤労青少年の健全な成育を促す上で、勤労青少年の職場内外の生活について適切な指導、援助等を行いうる指導者が必要であるので、その養成・確保に努めるとともに、勤労青少年指導者相互の連携の強化により、その効果的な活動を促進している。

イ　勤労青少年指導者大学講座の実施

勤労青少年や各種勤労青少年指導者を指導する高度の指導能力を備えた優秀な指導者を養成するため、昭和５１年度から「勤労青少年指導者大学講座（教育期間１年間）」を実施している。

ロ　勤労青少年ホーム指導員資格講習会の実施

勤労青少年ホームにおいては、勤労青少年のすこやかな成育のために、その職業生活、余暇活用等に関する相談・指導が勤労青少年ホーム指導員によって行われているところであるが、４６年に告示された「勤労青少年ホーム指導員の資格を定める告示」に基づいて、その資格を付与するため及び資質の向上を図るため勤労青少年ホーム指導員資格講習会を実施している。

また、勤労青少年ホーム館長・指導員相談事例研修会をブロック別に開催している。

ハ　勤労青少年福祉推進者及び勤労青少年福祉員活動の促進

企業内における勤労青少年の福祉増進を図り、職場適応を容易にするため、勤労青少年福祉推進者及び中小企業団体に置かれる勤労青少年福祉員の活動の促進に努めているところである。

勤労青少年福祉推進者については、その資質の向上を図るための講習会を開催するほか、勤労青少年福祉推進者相互の連携を深めるとともに、地域的な事業等を推進するための連絡協議会の設置を進めている。

また、勤労青少年福祉員については、適切な選任が行われ、その資質の向上が図られるよう講習会を開催しているほか、勤労青少年福祉員相互の連携を深めるとともに、地域的な事業等を効果的に推進するための連絡協議会の設置と活動の促進に努めている。

ニ　勤労青少年福祉シンポジウムの開催

全国の勤労青少年ホーム館長、勤労青少年福祉員、勤労青少年福祉推進者等の勤労青少年福祉関係者が一堂に会し、勤労青少年の福祉に関する諸問題について総合的な研究討議を行うため、「勤労青少年福祉シンポジウム」を開催している。

ホ　勤労青少年指導者会議の開催

勤労青少年指導者として活躍している勤労青少年ホーム館長・指導員、勤労青少年福祉員及び勤労青少年福祉推進者の三者が、勤労青少年ホームを中心としてその連携を図ることにより効果的な活動を展開できるよう、「勤労青少年指導者会議」を開催している。

(5)　年少労働者保護対策の推進

年少労働者保護については、労働条件の改善、向上を図るため事業主に対し積極的に指導を行っており、特にアルバイト就業に問題がみられるため労働基準法に定める最低年齢の厳守、年齢証明書の備え付け、労働条件の明示等が徹底されるよう、学校、事業主、事業主団体等に対し、指導啓発に努めている。

目　　次

第１　婦人行政の組織及び予算 …… 1

第２　婦人行政について …… 5

1.　男女の均等な機会及び待遇の確保と環境条件の整備 …… 5

(1)　国連婦人の10年最終年に向けての啓発活動の展開 …… 6

(2)　男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進 …… 8

(3)　育児休業制度の普及 …… 10

(4)　女子の就業パターンの多様化に応じた施策の推進等 …… 11

(5)　女子労働者の母性健康管理対策の推進 …… 15

(6)　労働者家族福祉対策の推進 …… 16

(7)　国際協力の推進 …… 17

2.　家内労働対策の推進 …… 18

(1)　最低工賃の履行確保等 …… 19

(2)　その他の対策 …… 20

（参　考）

1.　労働省設置法 …… 23

2.　労働省組織令（抜粋） …… 26

3.　婦人少年室の名称、位置及び管轄区域に関する政令 …… 32

4.　婦人少年行政組織図 …… 33

第1　婦人行政の組織及び予算

1　組　　織

時代の変化に即応した積極的な労働行政を推進するための体制整備の一環として、新たな行政課題に的確に応え、婦人・婦人労働行政を総合的かつ強力に推進するため、新たにパートタイム労働に関する対策のとりまとめ及び家内労働関係事務を所掌するとともに婦人少年局を再編整備して、従来の庶務課に加え、婦人政策課、婦人労働課及び婦人福祉課の4課で構成される婦人局が、昭和59年7月1日をもって設置された。

各課の主な所掌事務としては、婦人政策課においては、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇を確保するための法的整備をはじめ、婦人の地位向上その他婦人問題に関する連絡調整、婦人の雇用管理改善等の啓発指導等を、また、婦人労働課においては、婦人労働者の保護及び婦人労働者に特殊な労働条件の向上、パートタイム労働対策、家内労働対策、婦人就業援助施設の事業の実施等の就業援助対策を、婦人福祉課においては、勤労婦人の母性健康管理対策、育児休業制度の普及対策、労働者家族問題に関すること、働く婦人の家の設置、運営指導等の福祉対策を所掌する。

また、従来、婦人少年局年少労働課において所掌していた勤労

青少年の福祉関係事務については、勤労青少年福祉対策のより一層の充実を図るという観点から労働基準局賃金福祉部に移管され、本年7月1日をもって設置された勤労青少年室において所掌することとなった。

地方支分部局としては、都道府県ごとに労働基準局、婦人少年室が設置されている。また、婦人少年行政の円滑な運営に資するため、労働大臣の委嘱により、婦人少年室に婦人少年室協助員、婦人少年室特別協助員等が置かれている。

なお、内部部局の再編整備に伴い、家内労働関係、勤労青少年関係事務の所掌は、上記のように変更されることとなったが、地方分部局である都道府県労働基準局及び都道府県婦人少年室における事務の所掌は従来どおりであり、変更はない（行政組織図参照）。

2　審議機関

(1)　婦人少年問題審議会

労働大臣の諮問に応じ、婦人少年問題並びに勤労婦人福祉法及び勤労青少年福祉法の施行及び改正に関する事項を調査審議し、必要な事項を労働大臣及び関係行政機関に建議するため、労働省の付属機関として婦人少年問題審議会が置かれている。

審議会は、三者構成で、委員は、労働者を代表する者、使用

者を代表する者及び婦人少年問題について学識経験のある者のうちから労働大臣が任命し、審議会は、婦人労働問題、婦人問題、年少労働問題のそれぞれの事項を調査審議するため、婦人労働部会、婦人問題部会及び年少労働部会の3部会で構成されている。

⑵　家内労働審議会

労働大臣または都道府県労働基準局長の諮問に応じ、家内労働に関する重要事項を調査審議し、必要な事項を建議するため、労働省の付属機関として中央家内労働審議会が、都道府県労働基準局の付属機関として、6都府県（東京、神奈川、愛知、京都、大阪及び兵庫）の労働基準局に地方家内労働審議会が置かれている。

なお、地方家内労働審議会を置かない道県労働基準局にあっては、家内労働に関する事項のうち、最低工賃に関する事項については当該労働基準局の地方最低賃金審議会の最低工賃専門部会で、その他の専門的事項については、当該労働基準局の地方労働基準審議会の家内労働部会で調査審議される。

審議会は、三者構成で、委員は、家内労働者を代表する者、委託者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、労働大臣または当該都道府県労働基準局長が任命する。

3　予　　算

婦人行政予算は、次のとおりである。

（単位　千円）

事　　項	昭和59年度
1. 男女の均等な機会及び待遇の確保対策	838,534
2. 家内労働対策の推進	120,809
3. 勤労婦人福祉施設の整備	541,319
4. 行政機能の整備充実	908,474
合　　計	2,409,136

第2　婦人行政について

1　男女の均等な機会及び待遇の確保と環境条件の整備

近年、経済社会の発展と相まって、平均寿命の伸長（婦人の0歳余命は昭和２５年６１.５歳、昭和５８年７９.８歳）、出生率の低下（昭和２５年人口千対２８.１、昭和５８年人口千対１２.７）、教育水準の向上（女子の高校進学率昭和３０年４７.４％、昭和５８年９５.２％、４年制大学進学率昭和３０年2.4％、昭和５８年１２.２％）等の現象が続く中で、婦人の生活は大きく変化し、職場、地域社会における各種の活動に参加する婦人やそれを求める婦人（女子無業者の就業希望率昭和４０年２０.８％、昭和５７年３３.３％）が増加している。

また、１５歳以上女子人口は4,７４６万人（昭和５８年「労働力調査」）であるが、農林、非農林業に従事する女子就業者数は、昭和５８年現在2,２６３万人（農林業２４４万人、非農林業2,０１９万人）にのぼり、その１３.３％が自営業主、２０.８％が家族従業者、６５.７％が雇用者（非農林業についてだけみると自営業主１２.５％、家族従業者１４.２％、雇用者７３.１％）となっている。

特に女子雇用者は、昭和５８年現在1,４８６万人にのぼり（全雇用者の約３分の１）、昭和３５年（７３８万人）に比べると

2.0倍となっている。

これらの女子雇用者の増加は、中高年齢層、既婚婦人の増加によるところが多く、既婚者は女子雇用者の約3分の2をこえ、女子雇用者の平均年齢、平均勤続年数も伸長している。

また、専門的技術的職業従事者の増加など女子の就業分野も拡大し、今後、経済社会の発展に対する婦人の役割が増大するとともに、婦人の生活の中で職業の占める比重もますます大きくなってくると思われる。

このような婦人の現状をふまえ、次のような対策を推進する。

(1) 国連婦人の１０年最終年に向けての啓発活動の展開

国連婦人の１０年最終年を来年に控え、後期重点目標の残された課題の見直しとその達成に向けて、各方面における活動が一層活発に展開され、男女平等とこれに基づくあらゆる分野への男女双方の参加が促進されるよう次の施策を実施する。

イ　婦人週間の実施

「国連婦人の１０年」最終年を来年に控え、国民１人１人があらゆる分野において、更に積極的な活動を展開することが期待されることから、第３６回婦人週間は、「あらゆる分野への男女の共同参加 ― 平等・発展・平和をめざす『国連婦人の１０年』最終年に向けて ― 」をテーマとし、「これまでの成果を踏まえ、残された課題の達成をめざす」を活動

の重点として4月に全国的規模により啓発活動を展開した。

ロ　日本婦人問題会議の開催

婦人問題に関する調査、研究、実践等についての個人、団体等の自発的活動を促進し、これらの諸活動の成果の発表、討論を行うため、「あらゆる分野への男女の共同参加 ― 残された課題の達成をめざして ― 」を主題として、5月に第9回日本婦人問題会議を開催した。

ハ　婦人の地位向上会議の開催等

国連では、「国連婦人の１０年」の評価と見直しを行うとともに、西暦２０００年までの婦人の地位向上のための方策などを検討するための「１９８５年世界会議」の開催に向けての準備が進められている。

このような状況を踏まえ、「国連婦人の１０年」の課題の達成に向けてこの１０年間に関係行政機関、団体等が各地域で推進してきた諸活動の成果の見直しと評価を行うとともに、活動の推進に当たって生じた問題点、今後の活動の進め方について検討するため、地方において婦人の地位向上会議を開催する。また、婦人の政策決定参加を促進する特別活動を更に推進し、あらゆる機会をとらえ、その実現を促す。

更に、５月２４日の「売春防止法制定の日」を中心として実施される「社会の風紀環境を浄化する運動」を関係行政機

関等との連携の下に実施するなど売春防止に関する啓発を行った。

⑵　男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進

国内行動計画及び後期重点目標に掲げている雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るため、また、婦人差別撤廃条約批准のための条件整備の一環として、法制の整備を行う。また、法制の必要性、趣旨等を周知するための広報・啓発活動を積極的に展開する。

イ　男女の均等な機会及び待遇を確保するための法制の整備

雇用における男女の均等な機会及び待遇を確保するための法制の整備については、労働基準法の女子保護規定の見直しを含め、婦人少年問題審議会で検討されてきたが、婦人差別撤廃条約を昭和６０年までに批准できるよう、関係法案を第101回国会に提出したところである。（衆議院で可決、参議院で継続審議）。

ロ　男女の均等な機会及び待遇を確保するための法制の周知

本年度における婦人行政の最重点施策として雇用における男女の均等な機会と待遇を確保するための法的措置及び労働基準法の女子保護規定の改正について、その必要性、趣旨等について周知を図ることとしている。

ハ　女子の雇用管理改善のための啓発指導等の推進

雇用における男女の均等な機会及び待遇を確保するため、従来から実施している女子の雇用管理改善のための啓発指導については、ロの法制の必要性、趣旨等の周知と関連づけながら次の事項を中心に実施する。

(イ) 男女別定年制等解消のための行政指導の推進

男女別定年制等の解消については、これまでの改善指導状況を踏まえて積極的な行政指導を展開する。

(ロ) 四年制大卒女子の就職問題に関する啓発指導の実施

四年制大卒女子の就職問題については、企業に対して、四年制大卒女子を積極的に活用するよう指導するとともに、四年制大学に在学する女子で就職を希望する者に対し、職業意識の向上を図るための啓発指導等を行う。

(ハ) 婦人労働旬間の実施

雇用における男女の均等な機会と待遇を確保するための法的措置及び労働基準法の女子保護規定の改正についての必要性、趣旨等について周知するため、「雇用における男女の均等な機会と待遇の確保を促進する」を目標に、婦人労働旬間（１０月２１日～３１日）を実施し、本旬間中に、労使、社会一般に対する広報・啓発指導を集中的に行う。

(ニ) そ の 他

女子の雇用管理全般について、その改善を図るため、各

室に配置されている婦人雇用コンサルタントの活用等により、事業主、女子労働者その他関係者に対し、必要な啓発、相談指導を行う。

また、５８年度に引き続き、女子労働者の採用、配置、昇進・昇格、教育訓練、退職などの雇用管理の方法や事例等を体系的・総合的に解説した「女子雇用管理ハンドブック」を業種別に作成し、企業の雇用管理改善指導に活用する。

(3) 育児休業制度の普及

有配偶女子労働者の増加等に伴い、女子労働者にとって負担が大きい育児と職業生活との調和を図ることが重要な問題となっている。このため、乳幼児を有する女子労働者が子供を健全に育てつつ職業が継続できるよう、育児のため休業した後復職できる育児休業制度の普及が強く求められている。

勤労婦人福祉法において育児休業に関する規定が設けられ、その実施について事業主に努力義務が課されているが、その普及率は、なお低い水準にあるので今後一層行政指導を強化し、その普及促進を図る。

普及促進に当たっては、制度の意義・必要性等について啓発するとともに、育児休業制度の普及を促進するための措置として雇用保険法に基づいて①一定の要件を備えた育児休業

制度を新たに導入する企業に対して支給する「育児休業奨励金」（中小企業３８万円、大企業３３万円）②民間医療施設等に雇用される看護婦等で育児休業を取得するものに労働社会保険料の被保険者負担分に相当する額以上の賃金を支払う等一定の要件を備えた企業に対し支給する「特定職種育児休業利用助成給付金」（育児休業取得勤労婦人１人１カ月~~５５,６００~~ 5,600円）があることを広報し、その活用を促進する。

また、本年度も育児休業制度普及促進旬間（６月１日～１０日）に育児休業制度の普及促進を図るための広報・啓発活動を集中的に実施したところである。

さらに、本年度、育児休業制度普及指導員を５名増員し、25室に配置し、育児休業制度に関する相談、指導体制の充実を図っているところである。

(4) 女子の就業パターンの多様化に応じた施策の推進等

イ　パートタイム労働対策の推進

最近、家庭の主婦層を中心に増加が著しい女子パートタイム労働者について、その円滑な就職、雇用の安定、労働条件の確保等のため、関係局とともに、パートタイム労働に関する指針及び労働省の施策を盛り込んだ「パートタイム労働対策要綱」を策定し、これに基づき、関係労使等に対し、相談・啓発指導を強化することとしている。なお、本年度はパー

トタイム労働対策要綱の「指針」の周知等を図るため、パートタイム労働に関する啓発活動を集中的に実施する。

また、働く婦人の家及び婦人就業援助施設においてもパートタイム労働者及びパートタイム就業希望者の増加に配慮した運営・指導を行う。

なお、パートタイム労働については、その適正な雇用管理のあり方について、調査研究を進める。

ロ　再雇用制度等、女子の就業パターンの多様化に応じた施策に関する調査研究の実施

かつて若年未婚者が中心であった女子労働者も、長期間勤続し職場でのキャリアを形成していく者、結婚または出産を機に一時退職し育児負担が軽くなった時に再就職する者などその就業パターンは多様化している。また、勤務形態も、フルタイム労働者のみならず、パートタイム労働者が増加しており、更に、比較的新しい形として、派遣事業によるテンポラリーワークあるいは、マイクロエレクトロニクスの進展による在宅勤務等が現れている。

このような女子の就業パターンや勤務形態の多様化に対応し、就業に関する環境条件の整備を図るため、就業ニーズ、就業実態、問題点等を把握することとし、本年度は、パートタイム労働についての調査・研究と、再雇用制度の事例研究

を行う。

なお、マイクロエレクトロニクスの進展が、女子労働者の雇用、作業態様、労働条件等に及ぼす影響について、実態把握に努めるものとする。

ハ　婦人就業援助施設における事業の充実

家庭婦人の再就職希望が、かつての内職就労からパートタイム就労へとそのニーズが変化しつつ高まっている。このため、婦人就業援助施設においては、これら就業を希望する婦人に対し、就業に関する広範な相談、指導を行うとともに就業に必要な技術講習等を実施する婦人就業援助促進事業を一層効果的に推進する。また、経済、社会の変化、婦人の多様な就業ニーズに対応した同事業の今後の進め方等について研究を行い、その一層の充実を図る。

ニ　母子家庭の母等就業援助対策の推進

近年、母子家庭は若年母子家庭を中心に増加傾向にあり、母子家庭等の経済的自立と生活の安定を図ることが重要となっている。このため、母子家庭の母等に対し、婦人就業援助施設において、就業に関する広範な相談、指導を行うとともに、就業に必要な技術講習等を実施する。

なお、技術講習を受講する母子家庭の母等に対し、受講を容易にするため、受講旅費を支給する。

また、母子家庭の母等就業援助対策については、本年度においても、職業訓練、特定求職者雇用開発助成金の充実のほか、職場適応訓練の実施、寡婦等職業相談員の増置等の諸対策が強化されることとなるので、そのより効果的な推進を図るため、母子家庭の母等及び事業主に対し、母子家庭の母等の就業援助制度の周知を図るとともに、母子家庭の母等の就業について社会一般の理解と協力を促すため、関係行政機関、団体等との連携の下に、母子家庭の母等就業援助促進活動を実施する。

ホ　働く婦人の家の拡充等

働く婦人の家は、女子労働者に対する各種の相談・指導、講習、休養・レクリエーションのための便宜の供与等の総合的な福祉事業を行う施設として、地方公共団体が設置するものであり、昭和５８年度末現在国の補助を受けて設置されたものは１６８所となっており、本年度更に１８所増設する予定である。

働く婦人の家の運営については、従来から「働く婦人の家の設置及び運営についての望ましい基準」（昭和４９年労働省告示第５２号）等に基づき、適正かつ効果的な設置運営がなされるよう指導しているところであるが、本年度においても、近年の働く婦人の家に対する需要と機能強化への期待の

増大を踏まえ、働く婦人の家が施設本来の目的に沿って設置運営され、なお一層の利用が促進されるよう指導を強化する。

また、女子労働者の職業と家庭生活の調和の促進及び勤労婦人の健康管理対策の推進に資するため、働く婦人の家において勤労婦人の生活講座を実施する。更に、働く婦人の家の効果的な運営を図るため、働く婦人の家指導員資格講習会等を開催する。

(5) 女子労働者の母性健康管理対策の推進

有配偶女子労働者の増加等に伴い、女子労働者の妊娠中及び出産後の健康管理に対する配慮の重要性にかんがみ、引き続き母性健康管理対策を推進する。

イ 労働基準法上の母性保護

労働基準法上の母性保護については、実態の把握に努め、労働基準監督機関との連携の下に必要な啓発、指導を行い、その遵守を図る。

ロ 母性健康管理対策の推進

母性健康管理指導基準により、事業主に対して、妊娠中及び出産後の女子労働者が母子保健法に基づく保健指導等を受けるために必要な時間の確保、保健指導等に基づく指導事項を守るための措置等について配慮するよう指導を行う。

これらの指導の効果的浸透を図るために、各室に配置され

ている母性健康管理指導医の有効な活用を図ることにより、母性健康管理に関する相談指導を強化する。また、母性健康管理推進者未設置の事業場に対し、母性健康管理推進者の設置勧奨を行い、その資質向上のためのセミナーを実施するとともに、母性健康管理推進者を新たに設置した事業場等に対しては、母性健康管理に関する自主点検を実施するよう指導する。

(6) 労働者家族福祉対策の推進

近年、高齢化の進展、核家族化、女子の職場進出の増加等労働者家族をとりまく状況に新たな変化がみられ、労働者の家庭生活をめぐる問題が増大かつ複雑化している現状にかんがみ、労働者家族福祉対策に関する検討を進めるとともに、労働者家族の福祉に資するため婦人労働能力活用事業を推進する。

イ 労働者家族福祉対策の検討

現代の労働者家族の抱えている問題及びその職場生活に及ぼす影響等の実態について研究を行い、労働者家族福祉対策の検討を進める。

ロ 婦人労働能力活用事業（ファミリー・サービス・クラブ）の推進

婦人及び労働者家族の福祉の増進、婦人の社会参加の促進及び地域における相互援助の形成に資するため、近隣地域社会において、会員相互間で行われる老人・子供の軽易な世話、

家事等の援助活動の一層の普及が図られるよう婦人労働能力活用事業（ファミリー・サービス・クラブ）を推進しており、本事業を実施する婦人団体に対し助成を行う。

(7) 国際協力の推進

国連婦人の１０年最終年に向けて、婦人の地位向上及び男女平等の実現は国際的課題であり、国際社会において我が国の果すべき役割に対する期待も以前にも増して高まっている状況の中で、引き続き国際協力を積極的に推進する。

イ　国際会議への参加、協力

男女の機会均等の見直し等を課題とするＯＥＣＤ「経済における婦人の役割に関する作業部会」に積極的に参加、協力する。

また、我が国は、国連婦人の地位委員会において引き続き１９８１年から８４年までの任期の委員国を務めており、「第３０回婦人の地位委員会」及び国連婦人の１０年最終年に開催が予定されている世界会議準備作業のための「『国連婦人の１０年』１９８５年世界会議準備委員会としての婦人の地位委員会」に参加協力してきたところであるが、今後とも、国連婦人の１０年最終年が意義あるものとなるよう、国連をはじめとする国際機関の諸事業に積極的に協力する。

ロ　婦人関係行政セミナーの実施

開発途上諸国の婦人の地位向上に資するため、国際協力事業団が行う海外技術援助計画の一環としての研修員受入れ事業に協力して、開発途上諸国における婦人行政官を対象とする婦人関係行政セミナーを実施する。

2　家内労働対策の推進

家内労働に従事する者の総数は１２９万人であり、家内労働者は１２０万人、補助者は８万人となっている。そのうち女子は、１１９万人（９３％）を占めている。

また、家内労働者に仕事を委託する委託者は８万３千人である（昭和５８年１０月　労働省労働基準局調査。以下同じ。）。

家内労働者を類型別にみると、内職的家内労働者が１１０万人（９１％）、専業的家内労働者が９万人（７％）、副業的家内労働者が２万人（２％）となっており、業種別には「衣服その他の繊維製品（縫製等）」が３８万人（３１％）、「繊維工業（メリヤス、織物等）」が２２万人（１９％）と繊維関係の業種で全体の半数をこえ、次いで、「その他の製造業（雑貨等）」が１６万人（１４％）、「電気機械器具（電気部品のハンダ付け等）」が１９万人（１６％）で、これら４業種で全体の８０％近くを占めている。

家内労働者の工賃は、通常、製品１個当たりいくらという形で

定められ、製品の種類、サイズ、工程などによって単価が異なるので、雇用労働者のように1時間当たりまたは1日当たりの額を算定するのは困難であるが、1か月分として支払われた工賃額及び就業時間数から換算すると1時間当たりの工賃額（必要経費を除く。）は平均３５１円（男子７０８円、女子３２２円）、1か月当たりの工賃額は、平均４８,０３１円、（男子１６７,２５７円、女子３８,５３０円）である。

なお、女子の工賃が低いのは、男子のほとんどが、技能、経験を有する専業的家内労働者であるのに対し、女子は技術を要しない内職的家内労働者が多いためである。

このような家内労働の現状を踏まえ、家内労働者の労働条件の向上を図るため、次の対策を推進する。

(1) 最低工賃の履行確保等

イ 家内労働手帳の普及

委託条件を文書で明確にし、当事者間の紛争を防止するための家内労働手帳が確実に委託者から家内労働者に交付され、かつ、継続的に使用されるよう監督指導等を行う。

ロ 最低工賃の決定

工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため、労働大臣または都道府県労働基準局長が審議会の意見を尊重し、当該家内労働者と同一または類似の業務に従事する労働者に

適用される最低賃金との均衡を考慮して、物品の一定単位ごとに最低工賃を決定することとしており、重点業種（メリアス製造、既製服縫製、電気機械器具製造）を中心にその新設と最低工賃の改定を計画的に促進する。

ハ　工賃支払の確保等

工賃の通貨払、全額払、1か月以内払等家内労働者に対する工賃の支払確保を図るための監督指導を実施するとともに、委託の打切りについての早期予告の指導を行う。

ニ　安全及び衛生の確保

家内労働者が使用する機械器具、原材料のなかには、危険または有害なものもあるので、災害を防止するため、プレス機械、有機溶剤等を使用する作業を伴う危険または有害な業務に従事する家内労働者が多い産地を中心に、委託者、家内労働者及び補助者に対し、必要な遵守事項等について周知徹底を図るとともに、監督指導等を行う。

また、災害の防止意識の高揚を図るため、委託者による自主的家内労働災害防止協議会の設置とその活動を促進する。

なお、粉じん作業、有機溶剤作業及び鉛作業に従事する家内労働者については、特殊健康診断を実施し、疾病の早期発見と有害業務の実態把握に努める。

⑵　その他の対策

イ　労災保険特別加入の促進

業務上の負傷や疾病の発生するおそれの多い特定の作業に従事する家内労働者や補助者も一般労働者に準じて保護することが適当と認められ、労災保険に特別加入できることとなっているので積極的にこれらの加入を促進する。

ロ　家内労働者に対する税制の改善

家内労働者は、一般に収入が低く、また生活基盤の弱いものが多いので、その生活の安定を図るため、①基礎控除額の引上げ、②配偶者控除を受けられる所得の限度額の引上げ等を関係各省に要望しその改善に努める。

ハ　いわゆる「インチキ内職」の防止について

いわゆる「インチキ内職」について内職者が誇大広告にまどわされぬよう報道機関を活用して注意を喚起するほか、関係機関との連携により被害の防止に努める。

また、いわゆる「インチキ内職」が家内労働法の適用される実態がある場合には、家内労働法に定められた事項の遵守について厳重な監督指導を行う。

ニ　家内労働旬間の実施・

毎年５月下旬（５月２１日～３１日）には、家内労働旬間を設けて法の周知徹底と遵法意識の高揚を図り、家内労働者の労働条件の向上を一層促進するため、集中的に広報活動、

監督指導等を行う。

（参　考）

1　労働省設置法（抜　粋）

第一章　総　　則

（この法律の目的）

第一条　この法律は、労働省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務及び事業を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

（設　　置）

第二条　国家行政組織法（昭和２３年法律第１２０号）第三条第２項の規定に基いて労働省を設置する。

２　労働省の長は、労働大臣とする。

（労働省の任務）

第三条　労働省は、労働者の福祉と職業の確保とを図り、もって経済の興隆と国民生活の安定とに寄与するために、左に掲げる国の行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

一　労働組合に関する事務、労働関係の調整及び労働に関する啓もう宣伝

二　労働条件の向上及び労働者の保護

二の二　労働者の安全及び衛生の確保

三　婦人の地位の向上その他婦人問題の調査及び連絡調整

四　以　下　略

（労働省の所掌事務）

第四条　労働省の所掌事務は、次のとおりとする。

一～二十四　略

二十五　最低賃金及び最低工賃に関すること。

二十六～二十八　略

二十九　児童の使用禁止に関すること。

三十　第十八号から前号までに掲げるもののほか、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和５１年法律第34号）、労働安全衛生法、作業環境測定法、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第５０号）、じん肺法（昭和３５年法律第３０号）、最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）、家内労働法（昭和４５年法律第６０号）、勤労者財産形成促進法（昭和４６年法律第９２号）、中小企業退職金共済法（昭和３４年法律第１６０号）、労働福祉事業団法（昭和３２年法律第１２６号）、労働災害防止団体法（昭和３９年法律第１１８号）及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和４２年法律第９２号）の施行に関することその他労働条件及び労働者の保護に関する事務で他省の所掌に属しないものに関すること。

三十一　勤労婦人福祉対策基本方針を定めることその他勤労婦人福止法（昭和４７年法律第１１３号）の施行に関すること。

三十二　勤労青少年福祉対策基本方針を定めることその他勤労青少年福祉法（昭和４５年法律第９８号）の施行に関すること。

三十三　家族労働問題及び家事使用人に関すること。

三十四　前３号に掲げるもののほか、婦人及び年少労働者に特殊な労働問題に関すること。

三十五　労働者の家族問題に関すること。ただし、法律に基づいて他省の所掌に属させられたものを除く。

三十六　婦人の地位の向上その他婦人問題の調査及び連絡調整を行うこと。ただし、婦人問題の連絡調整については、他省が法律に基づいて、その所掌に属させられた事務を行うことを妨げるものではない。

三十七以下　略

（労働省の権限）

第五条　労働省は、前条に規定する所掌事務を遂行するために、次に掲げる権限を有する。ただし、その権限の行使は、法律（これに基づく命令を含む）に従ってなされなければならない。

一～三十四　略

三十五　家内労働法に基づいて最低工賃並びにその改正及び廃止の決定をすること。

三十六～四十　略

四十一　勤労婦人福祉法に基づいて、勤労婦人福祉対策基本方針並びに働く婦人の家の設置及び運営についての望ましい基準を定めること。

四十二　勤労青少年福祉法に基づいて、勤労青少年福祉対策基本方針並びに勤労青少年ホームの設置及び運営についての望ましい基準を定めること。

四十三以下　略

第二章　本　　省

（地方支分部局）

第六条　本省に、次の地方支分部局を置く。

都道府県労働基準局

労働基準監督署

都道府県婦人少年室

公共職業安定所

（都道府県労働基準局）

第七条　都道府県労働基準局の名称、位置及び管轄区域は労働基準法（これに基づく命令を含む。）の、その所掌事務及び権限は同法、賃金の支払の確保等に関する法律、労働安全衛生法、作業環境測定法、労働者災害補償保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律、じん肺法、最低賃金法、家内労働法、勤労者財産形成促進法及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（これらの法律に基づく命令を含む。）の定めるところによる。

2～3　略

4　都道府県労働基準局の内部組織は、労働省令で定める。

（労働基準監督署）

第八条　労働基準監督署の名称、位置及び管轄区域は労働基準法（これに基づく命令を含む。）の、その所掌事務及び権限は同法、賃金の支払の確保等に関する法律、労働安全衛生法、作業環境測定法、労働者災害補償保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律、じん肺法、最低賃金法、家内労働法及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（これらの法律に基づく命令を含む。）の定めるところによる。

2　労働基準監督署の内部組織は、労働省令で定める。

（都道府県婦人少年室）

第九条　都道府県婦人少年室は、労働省の所掌事務のうち第四条第二十九号、第三十一号から第三十三号まで、第三十五号及び第三十六号に掲げる事務、婦人及び年少労働者の保護及びこれらの者に特殊な労働条件の向上に関する事務その他婦人及び年少労働者に特殊な労働問題に関する事務の一部を分掌する。

2　都道府県婦人少年室の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3　都道府県婦人少年室の内部組織は、労働省令で定める。

以　下　略

2　労働省組織令

第一章　本　　省

第一節　内部部局

第一款　大臣官房及び局の設置等

（大臣官房、局及び部の設置）

第一条　本省に、大臣官房及び次の5局を置く。

労　政　局

労働基準局

婦　人　局

職業安定局

職業能力開発局

2　大臣官房に政策調査部を、労働基準局に安全衛生部及び賃金福祉部を、職業安定局に高齢者対策部を置く。

第二条～第五条　略

（労働基準局の事務）

第六条　労働基準局においては、次の事務をつかさどる。

一～十四　略

十五　勤労青少年福祉対策基本方針を定めるほか、勤労青少年福祉法（昭和45年法律第98号。第八条から第十一条までの規定を除く。）の施行に関することその他勤労青少年の福祉に関すること。

十六　前各号に掲げるもののほか、労働者の福祉の増進に関すること（他の所掌に属するものを除く。）

2　略

3　賃金福祉部は、第1項第一号に掲げる事務（労働時間及び休息に関するものについては、労働基準法の施行に関するものを除く。）、同項第8号に掲げる事務のうち中小企業退職金共済事業団、特定業種退職金共済組合及び勤労者財産形成基金の監督に関するもの、同項第九号から第十一号までに掲げる事務、同項第十四号に掲げる事務のうち最低賃金法、中小企業退職金共済法、港湾労働法、勤労者財産形成促進法及び賃金の支払の確保等に関する法律（第三条及び第四条の規定を除く。）の施行に関するもの並びに同項第十五号及び第十六号に掲げる事務をつかさどる。

（婦人局の事務）

第七条　婦人局においては、次の事務をつかさどる。

一　勤労婦人福祉対策基本方針を定めることその他勤労婦人福祉法（昭和47年法律第113号。第七条及び第八条の規定を除く。第四十三条において同じ。）の施行に関すること。

二　婦人労働者の保護及び婦人労働者に特殊な労働条件の向上に関することその他労働基準法第六章に規定する事項に関すること。

三　家族労働問題及び家事使用人に関すること。

四　前三号に掲げるもののほか、婦人労働者に特殊な労働問題に関すること。

五　労働省の所管行政に係る短時間労働者に係る対策の取りまとめに関すること。

六　最低工賃に関すること。

七　前号に掲げるもののほか、家内労働法の施行に関することその他家内労働者に関すること（労働基準局の所掌に属するものを除く。）。

八　労働者の家族問題に関すること（法律に基づいて他省の所掌に属させられたものを除く。第四十三条において同じ。）。

九　婦人の地位の向上その他婦人問題の調査及び連絡調整を行うこと。

第二款　課の設置等

第一目～第二目　略

第三目　労働基準局

（労働基準局の分課）

第二十六条

1～2　略

3　賃金福祉部に次の3課を置く

企　画　課

福　祉　課

賃　金　課

第二十七～第三十五条　略

（企　画　課）

第三十六条　企画課においては、次の事務をつかさどる。

一　賃金福祉部の所掌に係る事務一般に関する企画及び連絡調整に関すること。

二　賃金、労働時間及び休息に関する施策の樹立に関すること。

三　賃金の支払の確保等に関する法律の施行に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

四　勤労青少年福祉対策基本方針を定めることその他勤労青少年の福祉に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

五　第三号に掲げるもののほか、労働者の福祉の増進に関する施策の樹立に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

六　婦人少年問題審議会に関すること。

七　部内の庶務に関すること。

八　前各号に掲げをもののほか、賃金福祉部の所掌に係る事務で他の所掌に属しないもの。

第三十七条～第三十八条　略

第四目　婦　入　局

（婦人局の分課）

第三十九条　婦人局に次の4課を置く。

庶　務　課

婦人政策課

婦人労働課

婦人福祉課

（庶　務　課）

第四十条　庶務課においては、次の事務をつかさどる。

一　婦人局の所掌に係る事務一般に関する企画及び連絡調整に関すること。

二　労働省の所管行政に関し、婦人局において行う調査の結果その他婦人労働者問題及び婦人問題に関する情報の総合的な分析を行うこと。

三　婦人局の所掌に係る事務に関する人事、予算その他の庶務に関すること。

四　婦人少年問題審議会に関すること。

五　婦人局の所掌に係る事務の監察に関すること。

六　前各号に掲げるもののほか、婦人局の所掌に係る事務で他の所掌に属しないもの。

（婦人政策課）

第四十一条　婦人政策課においては、次の事務をつかさどる。

一　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の促進に関する政策の企画及び連絡調整に関すること。

二　婦人の地位の向上その他婦人問題に関する連絡調整に関すること。

三　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇に関する問題に関する調査啓もう及び相談に関すること。

四　婦人の地位の向上その他婦人問題に関する調査、啓もう及び相談に関すること。

（婦人労働課）

第四十二条　婦人労働課においては、次の事務をつかさどる。

一　婦人労働者の保護及び婦人労働者に特殊な労働条件の向上に関することその他労働基準法第六章に規定する事項に関すること。

二　家事使用人に関すること。

三　婦人の就業についての相談、指導及び講習に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

四　婦人労働問題に関する調査及び啓もうに関すること（婦人政策課の所掌に属するものを除く。）。

五　労働省の所管行政に係る短時間労働者に係る対策の取りまとめに関すること。

六　最低工賃に関すること。

七　家内労働に関する施策の樹立に関すること。

八　中央家内労働審議会、地方家内労働審議会、地方労働基準審議会に置かれる家内労働弐会及び地方最低賃金審議会に置かれる最低工賃専門部会に関すること。

（婦人福祉課）

第四十三条　婦人福祉課においては、次の事務をつかさどる。

一　勤労婦人福祉対策基本方針を定めることその他勤労婦人福祉法の施行に関すること。

二　労働者の家族問題に関すること。

三　家族労働問題に関すること。

四　第一号及び前号に掲げるもののほか、婦人労働者の福祉に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

第四十四条～第五十八条　略

第二節　審議会等

（審議会等）

第五十九条　法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に婦人少年問題審議会を置く。

2　婦人少年問題審議会は、労働大臣の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議し、及び当該事項に関し必要と認める事項を労働大臣及び関係行政機関に建議する。

一　勤労婦人福祉法の施行及び改正、婦人労働者の保護及び婦人労働者に特殊な労働条件の向上、家族労働問題、家事使用人に関する問題その他婦人労働者に特殊な労働問題に関すること。

二　年少労働者の保護及び年少労働者に特殊な労働条件の向上、児童の使用禁止、勤労青少年福祉法の施行及び改正その他勤労青少年の福祉に関すること。

三　労働者の家族問題及び婦人の地位の向上その他婦人問題に関すること。

3　前二項に定めるもののほか、婦人少年問題審議会に関し必要な事項については、別に政令で定めるところによる。

4　法律の規定により置かれる雇用審議会、中央労働基準審議会、労働災害保険審議会、中央最低賃金審議会、中小企業退職金共済審議会、じん肺審議会、勤労者財産形成審議会、中央家内労働審議会、中央職業安定審議会地方職業安定審議会、地区職業安定審議会、失業対策事業賃金審議会、身体障害者雇用審議会、中央職業訓練審議会及び労働保険審査会は、本省に置かれるものとする。

第六十条～第七十五条　略

3　婦人少年室の名称、位置及び管轄区域に関する政令

（名　　称）

第一条　都道府県婦人少年室の名称は、その置かれる都道府県の名を冠する。

（位　　置）

第二条　都道府県婦人少年室の位置は、当該都道府県の都道府県庁の所在地とする。ただし、やむを得ない事由がある場合には、労働大臣が別にその位置を定めることができる。

（管轄区域）

第三条　都道府県婦人少年室の管轄区域は、当該都道府県の区域とする。

4. 行政組織図

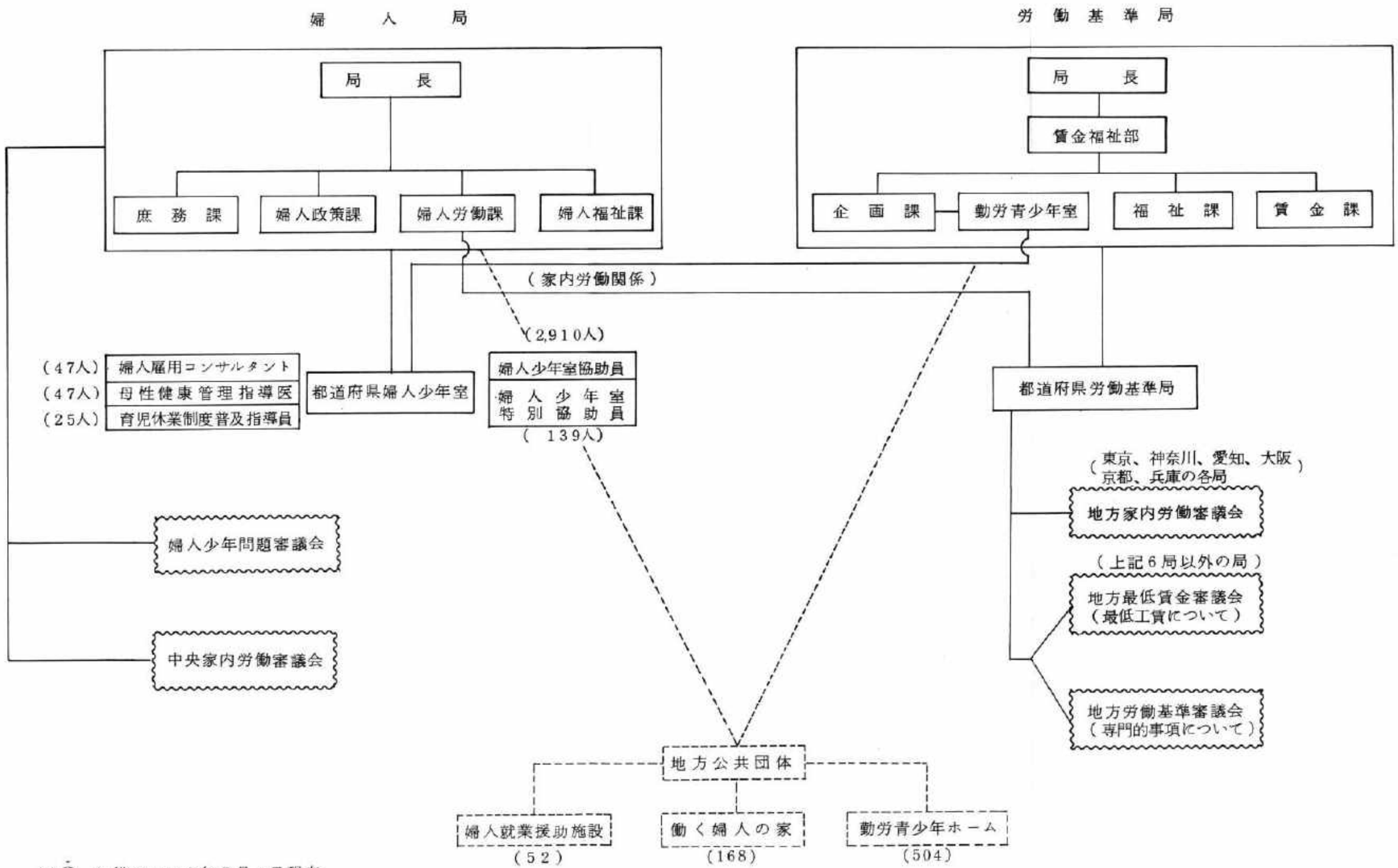

(注) ① 組織図は59年7月1日現在
② 各施設の設置数は59年3月末現在